
後期基本計画



総論



1.見直しの方向性について ～基本計画の見直し・各施策の目標値の明示～

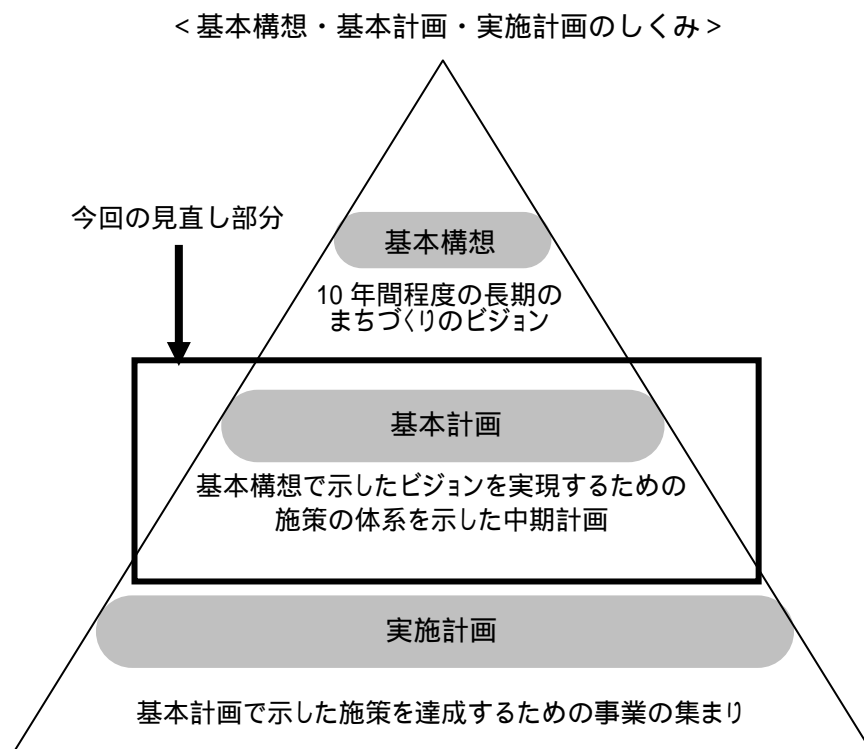
西東京市では、平成15年度に「西東京市基本構想・基本計画（平成16年度～平成25年度）」を策定し、各施策を推進してきました。今回は、平成21年度からの後期5年間の開始にあたり、社会経済情勢の変化や事業の実施状況、新たな市民ニーズも踏まえて、基本計画の見直しを行うこととしました。

今回の見直しでは、社会経済情勢の変化などを踏まえた計画内容の変更だけでなく、各施策の目標や目標値などを取り入れることで、より市民のみなさまに分かりやすく、かつ、市民のみなさまとの協働で計画的に施策が進められるような計画としました。

2.基本構想・基本計画等について

西東京市のまちづくりのしくみとしての計画体系は、大きく、基本構想・基本計画・実施計画の3つからなる総合計画、さらに、個別計画と新市建設計画の2つから成り立っています。計画の期間としては、基本構想・基本計画で10年、実施計画が3年となっています（下図を参考にしてください）。

今回は、「西東京市基本構想・基本計画」のうち、「基本計画」について見直しを行います。平成16年度から平成21年度までの前期5年間の実施状況を受けて、基本計画を見直して「後期基本計画」として策定するものです。以下、基本構想・基本計画・実施計画などの説明を示します。



(1) 基本構想

制度的な位置づけ

基本構想とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき、地域における総合的かつ計画的な行政運営を行うために、めざすべき都市像や将来の基本目標・まちづくりの方向性などを示し、議会の議決を経て策定するもので、概ね 10 年間程度の長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを示したものです。

西東京市 基本構想について

西東京市の場合、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間の基本構想の期間とし、まちづくりの基本理念を「わたしたちの望み」として「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」とし、生活者の視点に立った将来像として、「豊かで活気あるまち」「ほっとやすらぐまち」「ひと・もの・ことが育つまち」「みんなが支えあうまち」の 4 つの「理想のまち」を掲げています。

そうした「わたしたちの望み」「理想のまち」を実現するため、「創造性の育つまちづくり」「笑顔で暮らすまちづくり」「環境にやさしいまちづくり」「安全で快適に暮らすまちづくり」「活力と魅力あるまちづくり」「協働で拓くまちづくり」の 6 つの「まちづくりの方向」を定めています。これが基本構想であり、基本計画に示す施策は、6 つのまちづくりの方向に即して体系づけることとなります。

< 基本構想 ~ 4 つの理想のまち
・ 6 つのまちづくりの方向性 >

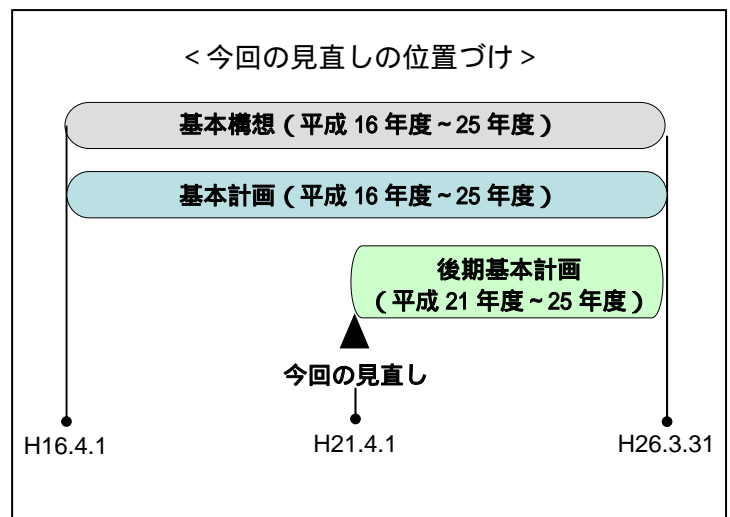


(2) 基本計画

制度上の位置づけ

基本構想で示したビジョンを実現するための施策の体系を示した中期計画を指します。基本計画は基本構想と同時に策定し、計画期間は同じく平成 16 年度から 25 年度までの 10 年間の計画となります。

今回の見直しにより、10 年の計画期間のうち、平成 21 年度から 25 年度までの後期 5 年間については、後期基本計画とするものです。



見直しの手法

後期基本計画の見直しにあたっては、これまでの社会経済情勢の変化、事業の実施状況、市民意識調査など、西東京市のまちづくりに関するさまざまな状況を分析しました（詳細は13ページから示します）。

(3) 実施計画

基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画を指します。実施計画は、新年度予算を元に3か年を期間とした計画として作成し、各事業が3年間でどこまで進められ、どの程度の予算が配分されるのかを定めます。

基本計画と実施計画は、目的と手段の関係にあり、実施計画の内容は、基本計画の施策を成するため、財政の裏づけをもって計画的に進めていく事業の集まりということになります。基本構想・基本計画に基づく取組は、この実施計画で具体化されることとなります。

(4) 個別計画

西東京市には、基本計画、実施計画のほかに、各行政分野に係わる個別計画が存在します。例えば、地域福祉計画や都市計画マスタープラン、教育計画（教育プラン21）などです。こうした個別計画は、基本構想・基本計画を最上位に体系づけられるものです。計画の性格としては、法令などにより策定が義務付けられているもの、策定の努力義務があるもの、市が独自に策定するものなどがあります。

また、基本計画がまちづくりを総合的に進めていく上での施策の体系であるのに対して、個別計画は、基本計画で示した施策の体系に基づき、施策の考え方や事業をより詳細に定めたものといえます。今回、基本計画の見直しにあたっては、そうした各種の個別計画との整合性を図りながら、見直しを進めています。

< 個別計画と各行政分野との関係 >

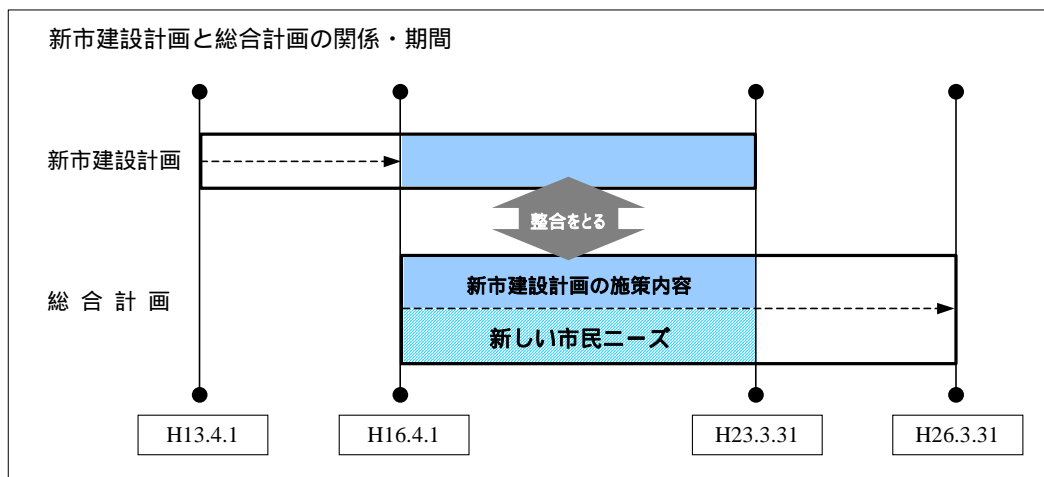
(5) 新市建設計画

(1)~(4)の計画に加え、西東京市には、平成13年の合併時に策定した新市建設計画があります。新市建設計画とは、平成13年度から22年度までの10年間におけるまちづくりの指針を示したもので、合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となる計画で、例えば事業実施の財源としての合併特例債の活用は、この新市建設計画に事業を位置づけることで、はじめて可能となります。

新市建設計画の位置づけ

平成16年度に策定した基本構想・基本計画では、新市建設計画の重要性を踏まえ、新市建設計画との整合性を図りながら事業を進めていきました。

後期基本計画では、これまでの5年間における事業の実施状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、事業推進のあり方を適切に見直した上で、平成22年度に向けて、引き続き新市建設計画について進行管理していきます。



新市建設計画の重点施策

新市建設計画の重点施策についても、これまでの5年間の実施状況などを適切に踏まえて、引き続き平成22年度に向けて取り組んでいきます。

重点施策

(仮称)合併記念公園の整備
コミュニティバスの運行

地域情報化の推進
ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進

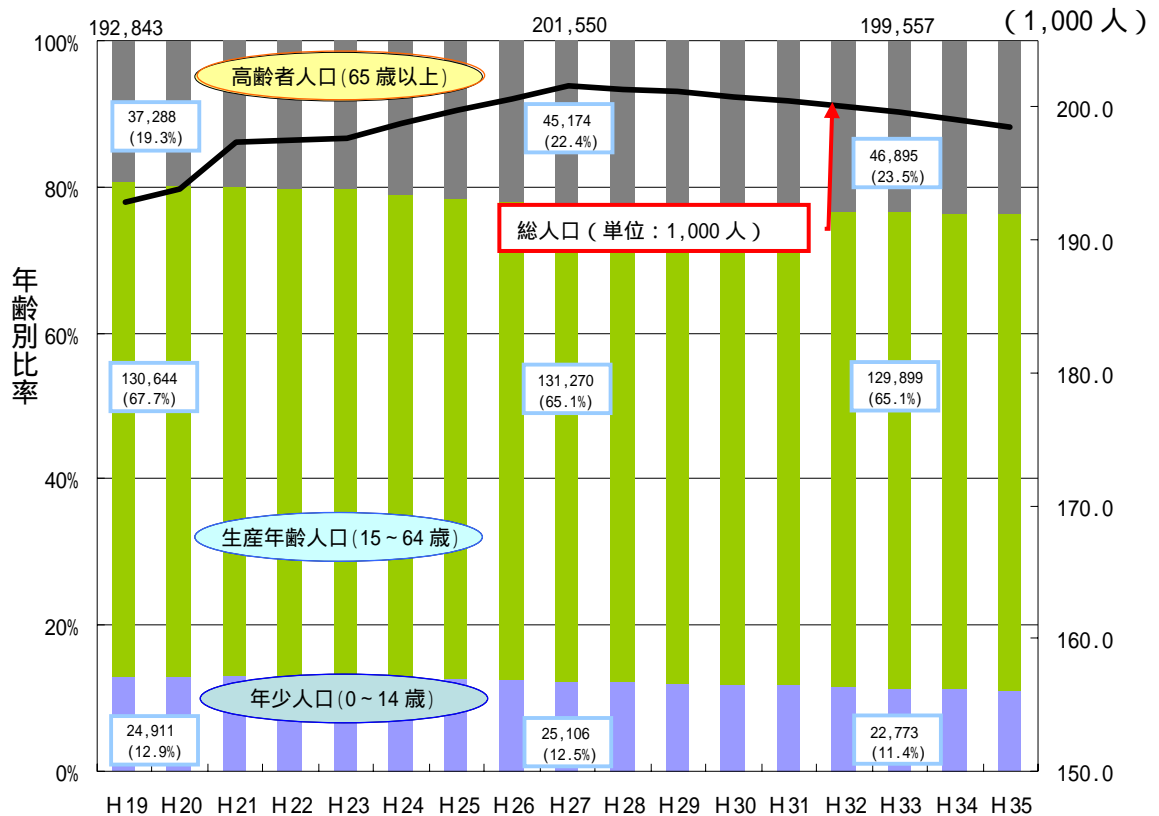
3. 後期基本計画策定の背景

(1) 人口の推移

平成 21 年までは、人口は大きく増加し、平成 22 年（2010 年）以降、増加率は緩やかになるものの平成 27 年（2015 年）までは増加を続けます。この計画の目標年度（平成 25 年度）における人口は、約 200,000 人になると想定します（平成 19 年 10 月「西東京市人口推計調査報告書」より）。なお、平成 27 年以降の人口は、減少に転じると想定しています。

年齢 3 区分ごとの傾向を見ると、年少人口（0 歳～14 歳）では、平成 28 年までに平成 19 年現在の人口を下回ります。生産年齢人口（15 歳～64 歳）については、平成 19 年から平成 25 年にかけて微増、それ以降は微減の傾向になります。一方、高齢者人口（65 歳以上）は毎年増加すると考えられており、平成 35 年の高齢化率は 23.7%になると想定しています。

< 人口推移グラフ >



図表 西東京市の将来推計人口

「西東京市人口推計調査」(平成 19 年 10 月)より

(2) 財政フレーム

後期基本計画（平成 21 年度～平成 25 年度）期間中の財政計画は、社会経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済環境の変化、行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

歳入

(ア) 市税

市税については、今後の経済の見通しを踏まえるとともに、現行の税制度及び将来人口の推計を基本に算定しています。

(イ) 地方交付税

普通交付税については、市税等の動向や過去の実績等を勘案し、現行制度を基本としつつ、平成 23 年度以降の合併算定替えの縮減も考慮して算出しています。

また、基準財政需要額には、合併特例債、臨時財政対策債（現行制度では平成 21 年度まで）及び住民税等減税補てん債の元利償還金の措置額を加算しています。

(ウ) 国庫支出金・都支出金

国庫支出金及び都支出金については、現行制度を基本に、過去の実績等を踏まえ算出しています。

(エ) 市債

市債については、後年度負担に配慮し、新市建設計画事業に伴う合併特例債のほか、適債事業に係る通常債、さらに、臨時財政対策債を見込んでいます。

なお、平成 19 年度に繰上償還を行った関係で、平成 23 年度末の市債残高は、平成 18 年度末現在高の市債を上回ることがないように起債管理を徹底する必要があります。

歳出

(ア) 人件費

職員給与については、再任用制度を活用しながら退職者の補充を抑制しつつ、一般職職員数を適正な水準に保つ方針で算出しています。なお、給与の改定は見込んでいません。

(イ) 物件費・扶助費・補助費等

過去の実績を踏まえるとともに、経常的な事業に係る経費については、シーリングを設定し算出しています。

(ウ) 繰出金

繰出金については、現行制度を基本にするとともに、財源補てん的な繰出金の抑制に努めています。

(エ) 普通建設事業費

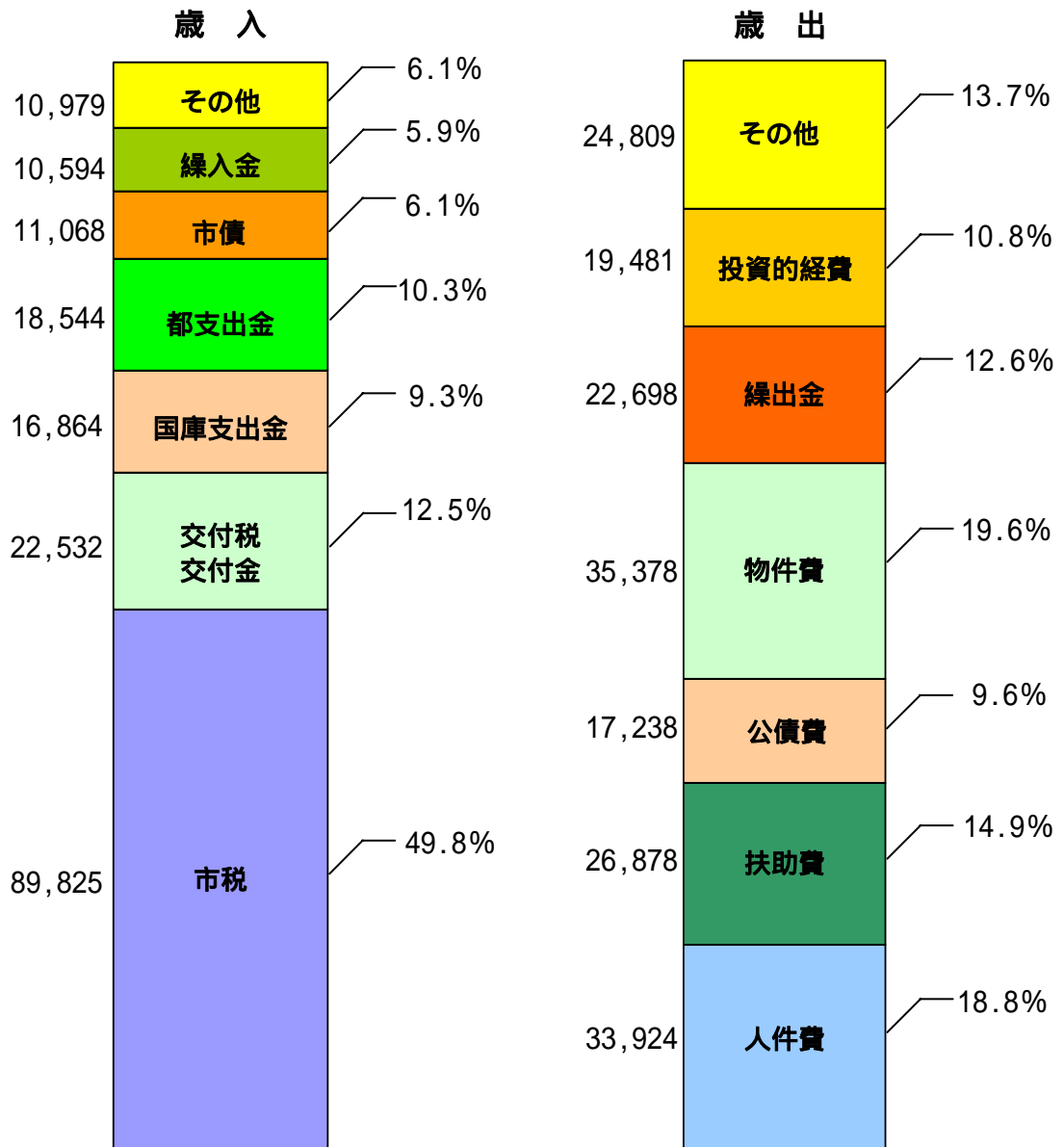
普通建設事業費については、計画事業を基本に見込むとともに、計画以外の事業については、シーリングを設定し算出しています。

財政見通し

後期基本計画5年間のうち当初3年間（平成21年度～23年度）の財政見通しは次のとおりです。

今後平成21年度予算編成作業を通じて最終的には平成21年度から平成25年度の財政フレームを策定する予定です。

（単位：百万円）



当初3年間総額 1千804億6百万円

(3) これまでの基本計画の取組状況

総括

基本計画は、平成 16 年度に 293 の計画事業を掲げてスタートしました。その後、毎年度予算編成にあわせて作成する実施計画で、あらたに 4 つの基本計画事業を追加しました。基本計画は、この 5 年間、297 の計画事業を体系化し計画的にまちづくりを進めてきたこととなります。

【実施計画で新たに追加した 4 つの基本計画事業】

主要施策名	基本計画事業名	事業年次		追加した理由
		始期	終期	
協 2-2 地域情報化の 推進	地域安心安全情報共有システムの構築	平成 17 年度	平成 19 年度	平成 17 年度から新たに取り組むもの
創 2-3 小中学校施設 設備の整備	雨水貯留施設浸透事業	平成 18 年度	継続中	平成 19～20 年度で計画的に実施する必要があるもの
	上向台小学校校舎増築事業	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 19 年度から新たに取り組むもの
安 1-2 生活道路の整備	向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路整備	平成 20 年度	継続中	年次の進行により、平成 19 年度から計画的に取り組むもの

この 297 の計画事業のうち、実施計画で進行管理の対象としたものは 210 事業(70.7%)です。残る 87 事業(29.3%)については、事業の目的・性格が経常的といった理由から、通常予算の範囲で実施したものです。

平成 16 年度から 20 年度にかけて、基本計画事業に配分した事業費を見ると、金額では約 70 億から 110 億円の範囲、一般会計予算・決算に対する割合では 15%前後で推移しています。

西東京市の基本計画は、新市建設計画との整合を図り、新市建設計画事業に定めた事業も合わせた体系となっています。新市建設計画に基づく財源の一つに合併特例債がありますが、基本計画事業の財源である地方債のうち、合併特例債が占める割合は 6 割以上となっており、基本計画に基づき事業を実施していく上で、合併特例債が大きな役割を果たしているといえます。

【主要計画事業費等の年度別推移】

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
一般会計	59,217	54,355	59,131	59,874	61,130
主要事業費	7,851	7,309	9,130	8,970	10,843
(/)	13.3%	13.4%	15.4%	15.0%	17.7%
地方債	2,299	1,932	3,524	1,355	3,887
(/)	29.3%	26.4%	38.6%	15.1%	35.8%
合併特例債	2,027	1,785	3,097	971	2,603
(/)	25.8%	24.4%	33.9%	10.8%	24.0%
(/)	88.2%	92.4%	87.9%	71.7%	67.0%

注) 実績値は平成 18 年度までは決算、平成 19 年度は予算現計、平成 20 年度は当初予算に基づいています。

基本計画事業の取組状況

これまでの5年間で、南町スポーツ・文化交流施設きらっと、住吉会館ルピナス、エコプラザ西東京の建設、みどり・田無・西原の各保育園や北原児童館の建替、さらには保谷駅前公民館・図書館の開館といった公共施設整備に取り組んできました。

また、西東京都市計画道路3・4・15号線（保谷駅北口）の整備、3・4・21号線（ひばりヶ丘駅北口）の事業認可取得、さらには、計画的な雨水溢水対策工事の実施といった都市基盤整備も着実に進めてきました。みどり・公園の分野を見ると、西東京いこいの森公園、下野谷遺跡公園の整備を行うとともに、芝久保町での生産緑地の買取や借地公園である北宮ノ脇公園の用地取得を行い、公園としての施設整備を進めています。

学校施設においては、中学校の耐震補強工事を完了するとともに、中長期的な修繕計画に基づき、小中学校の大規模改修工事に取り組んできました。また、青嵐中学校や保谷中学校体育館の建替を完了するとともに、大規模事業所跡地での住宅開発によって児童数が急増した上向台小学校については、校舎増築工事に着手しました。また、小中学校での教育コンピューター整備についても、これまでの基本計画期間で概ね配置を完了しました。

スポーツ振興計画、住宅マスタープラン、市道整備計画、交通計画、さらには地球温暖化対策実行計画といった個別計画の策定も、基本計画に基づき進めてきました。また、西原スポーツクラブの設立、ごみ有料化の実施といった事業も、基本計画に基づき実施してきました。

情報化では、ホームページのリニューアルを行うとともに、文書管理、電子決裁、電子入札といったシステムを導入しました。また、GIS（地図情報）を活用した道路管理台帳の電子化を行うとともに、住民票等自動交付機を保谷駅前図書館など市内6か所に設置してきました。

さらには、完全中学校給食の導入、学校の適正規模・適正配置といった調査研究課題についても基本計画に基づき検討を進めており、今後は事業実施に向けて取り組むこととなります。

その一方で、見直しが迫られている事業もあります。

基本計画では、伝統文化センターの整備、コミュニティビジネス支援、商工業の拠点施設の整備、市営住宅や西東京市民会館の建替といった検討課題を基本計画事業に掲げています。しかし、平成18年度から本格実施している事務事業評価では、実現性や事業実施の効果が課題とされており、今回の見直しでは、基本計画事業と位置づけることについて、再検討せざるを得ない状況となっています。

また、公共施設についても、今後は一段と老朽化が進むとともに、耐震化にも対応していく必要があります。これまで以上に計画的な修繕を進めるとともに、老朽化が激しい施設などについては、建替や耐震補強といった整備工事を進めていく必要があります。

新市建設計画

新市建設計画事業については、（仮称）合併記念公園の整備、コミュニティバスの運行、地域情報化の推進、ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進の4つの重点施策を、基本計画でもアクション・プログラムと位置づけ推進してきました。

西東京いこいの森公園の整備、はなバス第5ルートの開設、公共施設予約システムの導入、ひばりヶ丘駅南口における民間再開発の誘導、北口における都市計画道路事業認可の取得など、それぞれについて、これまで着実に事業を進めてきました。

また、施設整備などその他の新市計画事業についても、他の整備方法に変更したひばりヶ丘駅南口自転車駐車場の整備を除いて、新市建設計画の終期である平成22年度までには事業を完了する見通しとなっています。

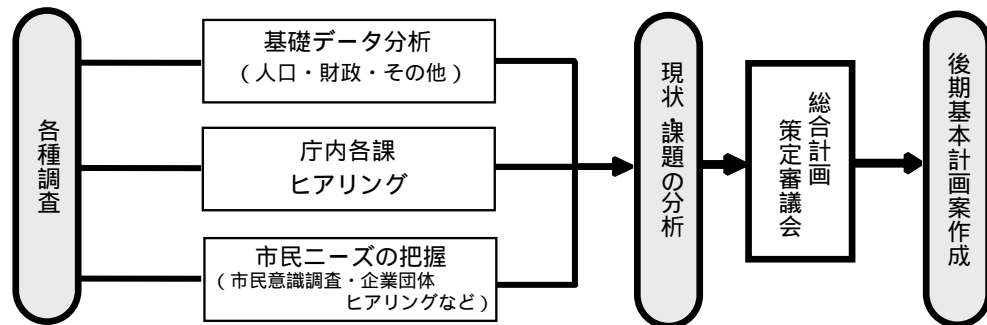
(4) 策定経過と見直しの要点

策定経過

後期基本計画の見直しは、平成 19 年 7 月に学識経験者 8 名と公募市民 4 名の計 12 名からなる総合計画策定審議会を設置し、市長から計画案作成の諮問を受けて作業を開始しました。平成 19 年度には、市民意識調査、人口推計調査、企業・団体へのヒアリングといった基礎的な調査を行ない、調査結果をもとに見直し内容の検討を進めました。

平成 20 年度には、本審議会から総合計画（後期基本計画）案の中間答申があり、答申内容をもとに、7 月にはパブリックコメントを実施し、7 月から 8 月にはさまざまな年代の市民の皆さまを対象に、基本計画をテーマにしたワークショップを実施しました。さらに、10 月には「西東京市まちづくりシンポジウム」を開催し、まちづくりに対する機運の醸成を高めてきました。< 以下今後掲載予定 >

< 策定の流れ >



見直しの要点

基本計画を見直す上で、社会経済情勢の変化や基本計画事業の評価、新たな市民ニーズについては、各種調査結果から次のとおり状況を把握しました。

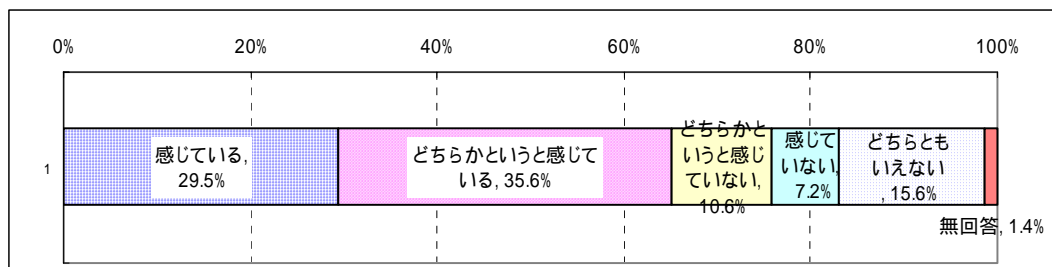
(ア) 市民意識調査

本調査は、西東京市総合計画（後期基本計画）の策定にあたり、統計的手法によって、市政に対する市民全体の考え方、特に、前期基本計画の推進状況に対する評価（満足度）を把握することを目的として実施しました。

調査対象は、西東京市住民基本台帳に登録された 18 歳以上の男女個人 5,000 人に対し人口構成比に配慮し無作為抽出とし、調査用紙を郵送配布・郵送回収することにより実施いたしました。回収数は 2,429 票（回収率 48.6%）、有効回答数は 2,418 票（有効回収率 48.4%）となっております。以下、代表的な項目についての結果を紹介します。

ア) 西東京市への愛着度

西東京市に愛着を「感じている」は 29.5%、「どちらかというと感じている」は 35.6% で、合わせて 65.1% となっています。一方、「どちらかというと感じていない」は 10.6%、「感じていない」は 7.2% で、合わせて 17.8% となっています。



イ) 合併して良かった点

「はなバスの運行など、交通の便が良くなった」が29.7%で最も多く、続いて「駅周辺整備などの大規模なまちづくりが促進された」が21.1%となっています。

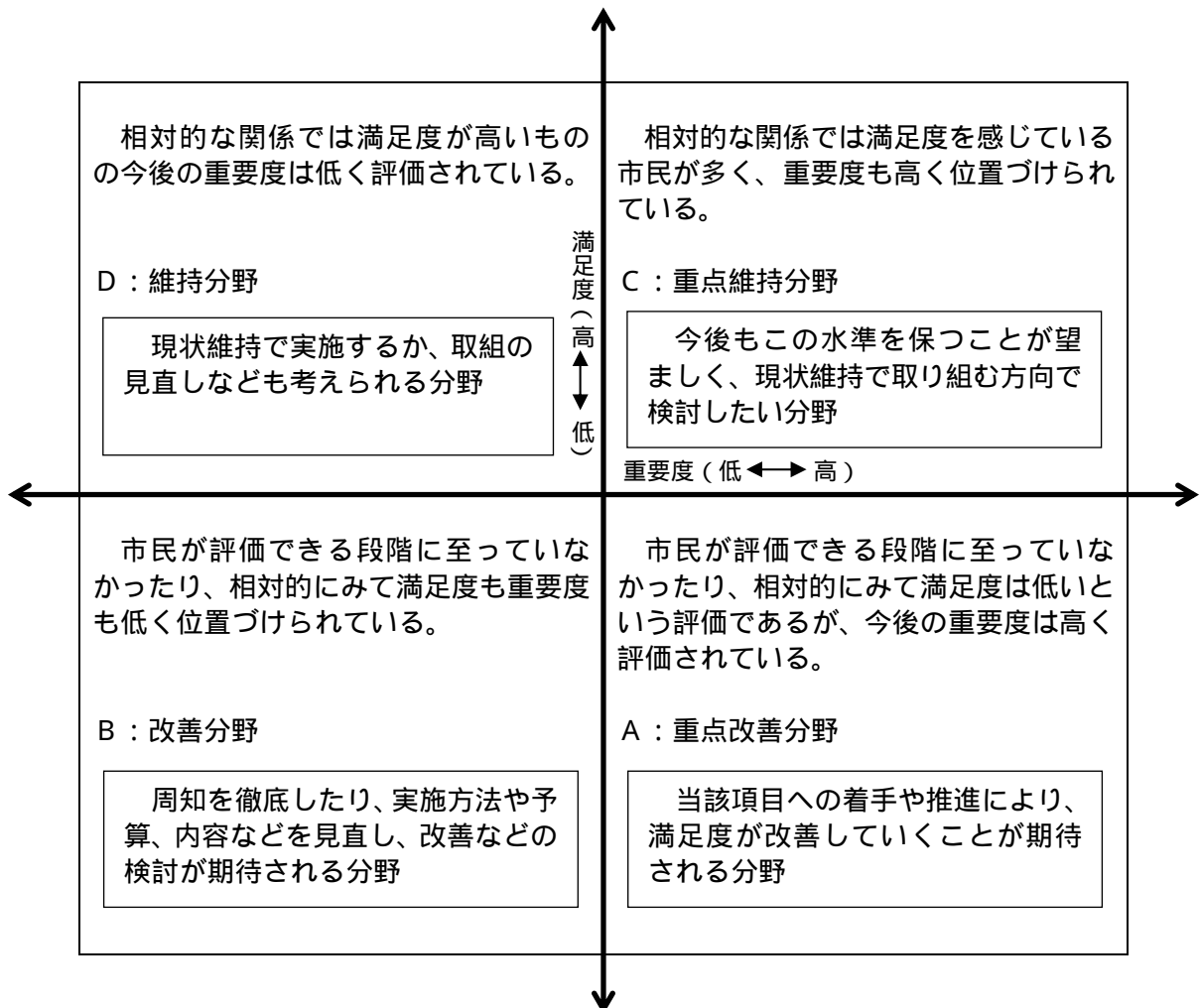
ウ) 合併してもう一步と感じる点

「市としての一体感が感じられない」が34.4%で最も多く、続いて「公共料金などの市民負担が増えた」が24.9%となっています。

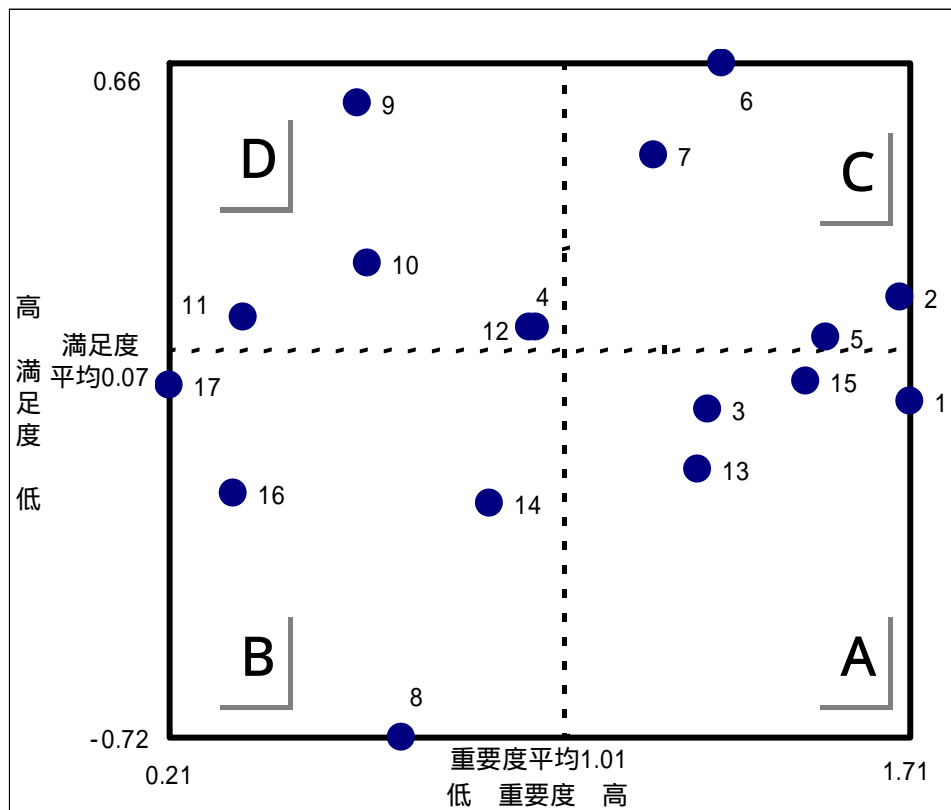
エ) 身近な生活環境の満足度・重要度調査

「満足度」をY軸に、「重要度」をX軸にとり、調査・分析を行いました。座標軸を元に、各項目間の相対的な関係を4つの方向性(ゾーン)でみると、「重点改善分野」には、「防犯・防災などの生活安全対策」「緑や水辺などの自然環境」「子どもの教育環境」「誰もが安心して暮らすための福祉環境」が分類され、「重点維持分野」には、「医療サービスの受けやすさ」「安全で歩きやすい道路環境」「鉄道・バスなどの公共交通の利便性」「買い物の利便性」が分類されています。

< 4つの方向性(ゾーン)の考え方 >



< 西東京市における身近な生活環境の満足度・重要度（CS）分析結果 >



D：維持分野 4 街並み・景観 9 電話・インターネットなどの通信環境 10 芸術や文化にふれる機会、学習する環境 11 スポーツに参加する機会、楽しむ環境 12 育児相談・保育園などの育児サポート環境	C：重点維持分野 2 医療サービスの受けやすさ 5 安全で歩きやすい道路環境 6 鉄道・バスなどの公共交通の利便性 7 買い物の利便性
B：改善分野 8 地元の商店街 14 就労時間、就労内容などの働く環境 16 町内会などの自治組織の活動 17 夏祭りなどの地域の行事・イベント	A：重点改善分野 1 防犯・防災などの生活安全対策 3 緑や水辺などの自然環境 13 子どもの教育環境 15 誰もが安心して暮らすための福祉環境

図表の見方

「満足度」と「重要度」の平均ポイントを用いて、CS（Customer Satisfaction = 顧客満足）分析を実施しています。CS分析では、全ての設問項目の平均ポイントから座標軸を設定し、各項目間の相対的な関係を次の4つの方向性（ゾーン）でグラフ上に整理しています。

イ 企業・団体ヒアリング

市内で活動している 50 の企業・団体を抽出し、ヒアリングを通じて、まちづくりに関する意識を調査しました。

ヒアリングでは、次のような意見がありました。

- (ア) 保育サービス、教育サービスなどの信頼向上と内容の充実が必要である。
- (イ) 高齢者や障害者など使う人に配慮したまちづくりを進める必要がある。
- (ウ) 複数の企業がアニメコンテンツを生かしたビジネスを検討しており、市のまちづくりとの連携が可能である。
- (エ) 市民活動団体との協働の推進に関するニーズが高い。
- (オ) 情報の電子化に伴う情報格差に対する配慮の必要性。

ウ 庁内各課ヒアリング

市役所内各部署へのヒアリングを行い、各施策・事業などの現状と課題を調査しました。ヒアリングでは、次のような意見がありました。

- (ア) 新たに制定、改定された法律・制度に対する対応が必要である。(武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律の制定、障害者自立支援法の制定、教育基本法の改正、道路交通法の改正、保険医療制度改革、IT新改革戦略の策定等)
- (イ) 事業の進捗を踏まえ基本計画事業の整理・見直しが必要である。
- (ウ) 庁内の横断的な連携を進めていく必要がある。

4.後期基本計画の実施方針

調査結果をもとに見直した上で、後期基本計画は次の方針を踏まえ、事業を進めていきます。

(1)市民参加と情報公開の推進

市民と市との協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、市民参加と情報公開の推進を図っていきます。

市民参加

市民が、まちづくりの主役として活躍できるよう、市民参加をさらに発展させるとともに、市民の意向を的確に反映させながら事業を推進していきます。

情報公開

市民参加を促進するとともに、個人情報等の情報資源の保護に十分配慮しながら、情報公開と情報発信を進めていきます。

(2)健全な財政運営

財政の健全性を確保しつつ、まちづくりに対する市民の期待に応えていくため、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムの確立や自立度を高めた持続可能な財政構造への転換を積極的に図っていきます。

行財政改革の推進

将来にわたり、健全で安定した行財政運営を確保し、市民サービスの向上を推進するため、行財政改革を着実に実行していきます。

自主財源の確保

課税客体の正確な把握と市税徴収率の向上を図るとともに、使用料・手数料等の適正化による自主財源の確保に努め、安定した財政基盤の確保を図っていきます。

特定財源の有効活用

国や東京都の補助制度を有効に活用するとともに、地方債の活用にあたっては後年度の財政負担に配慮しつつ、効果的な活用に努めていきます。

財政運営の適正化

社会経済情勢や各種行財政制度の動向に対応した財政運営を行うとともに、「最少の経費で最大の効果」が発揮できるよう、市民ニーズに応じた財源の的確な配分に努めていきます。

財政計画の作成

事業の円滑かつ着実な推進を図るため、社会経済情勢の推移を的確に捉え、財政計画を作成していきます。

(3)公共施設の有効活用

円滑かつ効率的な事業執行に向け、公共施設の有効活用を前提に事業を進めていきます。

公共施設の統合整備

地域において重複する公共施設については、市域全体のバランスを考慮し、統合整備していきます。

新たな施設の整備

新たな施設整備については、公共施設の統合を前提として整備に努めるほか、現在ある公共施設の建替え・改修や余剰公共施設の有効活用を図りながら事業をすすめていきます。

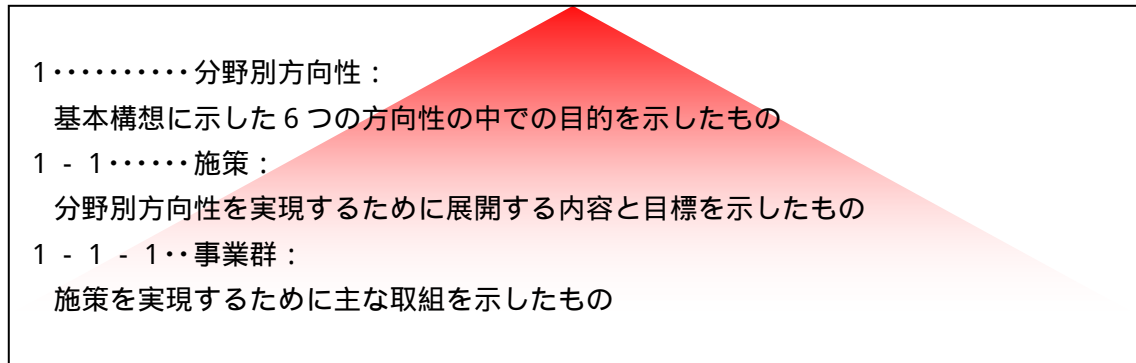
5.後期基本計画の構成

(1) 基本的な考え方

施策から事業までの関係の明確化

現在の前期基本計画では、施策の軸と事業の軸の二つがありました。後期基本計画では、一つのピラミッドとして、施策と事業とを位置づけることで、一目でみて、より分かりやすい内容としました。

< 施策のピラミッド >



例) 笑顔で暮らすまちづくり 笑1: 安心して暮らすために (分野別方向性)

(施策)

笑1-1
地域福祉の推進

(事業群)

笑1-1-1
地域の福祉活動団体と連携し、
しくみを形成します

(主要事業)

・地域福祉活動拠点の整備

成果指標及び目標値の設定

後期基本計画では、施策の成果を示す代表的な指標を設定し、平成19年度の実績値と5年後の目標とする姿(目標値)」を示します。この平成25年度の目標値は、施策の達成度を示す目安といえます。

また、指標設定の理由、根拠などを示すことで、施策の展開に追い指標の持つ意味合いを明らかにします。成果指標は、原則として数値で把握できるものとしますが、市民意識調査における満足度といった意識の変化をみるものもあれば、利用者数といった増減の変化をみるものもあります。

< 市民意識調査について >

市民意識調査とは、市政における施策・事業の重要度・満足度などに関する市民意識を測定するものです。後期基本計画は、平成19年度に行った市民意識調査の結果も踏まえています。

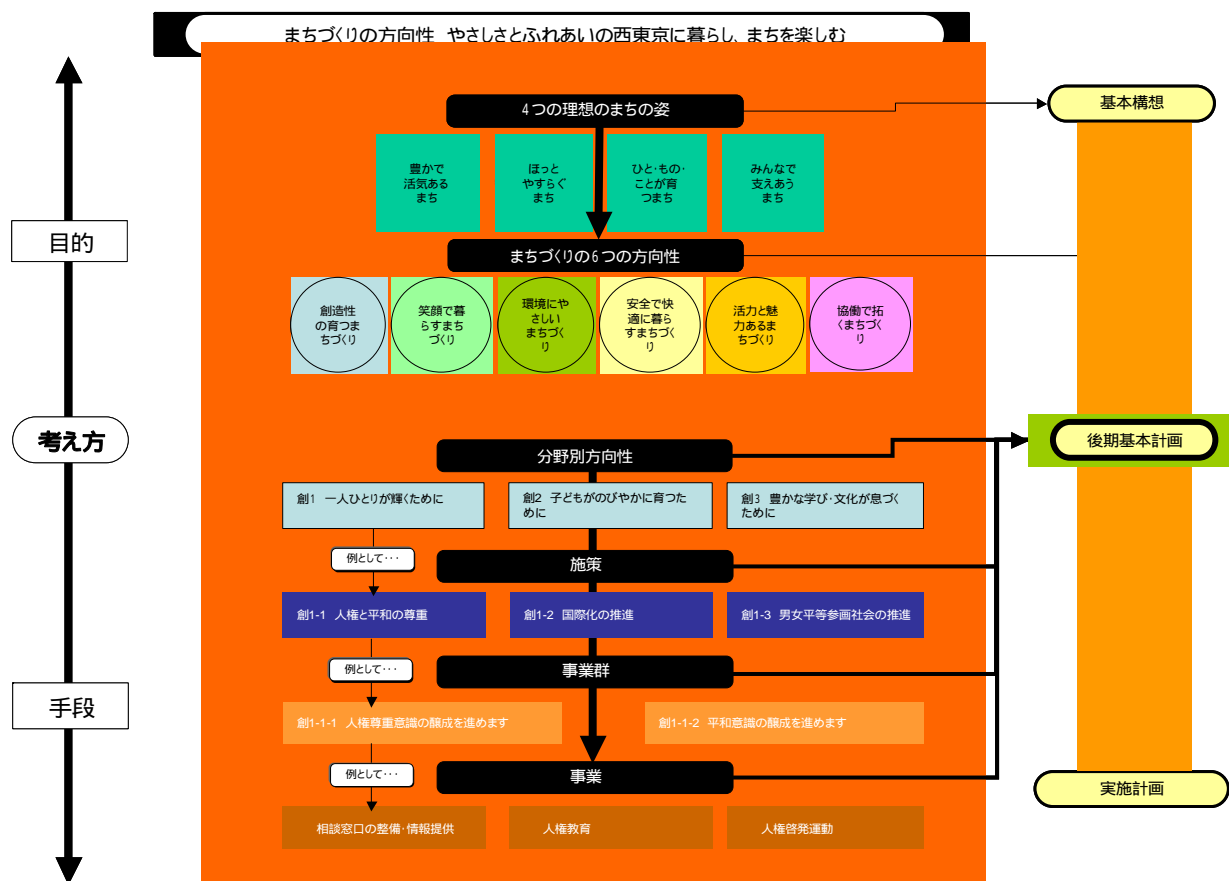
行政評価の視点の導入

現在、西東京市では、「地域経営戦略プラン」に基づき行財政改革を推進しており、後期基本計画もそうした視点に配慮した構成としています。

成果指標及び目標値を設定し、施策から事業までの関係の一つの流れとして示すことで、現在取組を進めている行政評価と後期基本計画を関連づけ、進行管理をしていきます。また、担当課などを基本計画に明示することで、市役所内の各部課の役割を明確にしています。

こうした進行管理を適切に実施することで、より効率的、効果的な施策、事業の推進に取り組むことができます。

< 図表 後期基本計画の全体イメージ >



国長まちづくりの推進

まちづくりの目標

やささとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

理想のまち

豊かで活気あるまち ぽっとやすらぐまち ひと・ものが育つまち みんなで支えあうまち

<まちづくりの6つの方向性>

創造性の育つまちづくり

<主な領域> 教育・文化・スポーツ

笑顔で暮らすまちづくり

<主な領域> 社会福祉全般

環境にやさしいまちづくり

<主な領域> 環境・景観・ごみ

安全で快適に暮らすまちづくり

<主な領域> 都市計画・上下水道・防犯防災

活力と魅力あるまちづくり

<主な領域> 産業全般

協働で拓くまちづくり

<主な領域> 市民参加・行政経営

<分野別方向性・施策>

1 一人ひとりが輝くために

- 1-1 人権と平和の尊重
- 1-2 国際化の推進
- 1-3 男女平等参画社会の推進

1 安心して暮らすために

- 1-1 地域福祉の推進
- 1-2 高齢者福祉の充実
- 1-3 障害者福祉の充実
- 1-4 社会保障制度の運営
- 1-5 暮らしの相談の充実

1 豊かなみどりを保つために

- 1-1 みどりの保全・活用
- 1-2 みどりの空間の創出

1 快適な日常生活のために

- 1-1 住みやすい住環境の創造
- 1-2 道路・交通の整備
- 1-3 上下水道の運営

1 活力ある産業のために

- 1-1 産業の振興
- 1-2 新産業の育成

1 まちを支える市民のために

- 1-1 市民主体のまちづくりの推進
- 1-2 協働のまちづくりの推進

2 子どもがのびやかに育つために

- 2-1 子ども参加の促進
- 2-2 子育て支援の促進
- 2-3 学校教育の充実

2 持続可能な社会を確立するために

- 2-1 環境意識の高揚
- 2-2 ごみ対策の推進
- 2-3 公害対策の推進
- 2-4 地球温暖化対策の推進

2 安全な暮らしのために

- 2-1 災害に強いまちづくり
- 2-2 防犯・交通安全の推進
- 2-3 危機管理体制の整備

2 人が集まるまちになるために

- 2-1 まちの魅力の創造

2 持続発展するまちであるために

- 2-1 開かれた市政の推進
- 2-2 地域情報化の推進
- 2-3 健全な自治体経営の推進

3 豊かな学び・文化が育つために

- 3-1 生涯学習社会の形成
- 3-2 学習活動の推進
- 3-3 スポーツ・レクリエーション活動の振興
- 3-4 芸術・文化活動の振興

(2) 基本計画の読み方

構成は、分野別方向性と施策・事業群という二つに分けられます。それぞれについて、読み方・見方を示します。

分野別方向性

「分野全体を取り巻く状況」では、分野に係わる社会全体の状況の変化やまちづくりに必要な視点を紹介します。

「分野全体の目的」では、分野に関連するさまざまな状況の変化を踏まえ、分野全体の目的を示します。

「全体構成」では、「分野全体の目的」を踏まえ、施策、事業群がどのように展開するかを示し、主な事業名なども掲載します。

◆ 図 1 一人ひとりが輝くために

分野全体を取り巻く状況

1990年代から急速に進展した少子高齢化、国際化、地域活性化、市民参加の促進、男女平等社会の推進、国際化の推進、男女平等社会の推進

分野を取り巻く状況の変化、まちづくりに必要な視点を紹介します。

分野全体の目的

＜人権尊重意識・平和意識の醸成＞

状況の変化を踏まえ、分野としての目標を示します。

平和のリング

～一人ひとりが平和の担い手になることを祈って～



△ 田無駅北口に設置された「平和のリング」

西東京市は、戦時中、航空機エンジンの生産拠点であった田無町飛行機製作所に隣接していたため、この工場や市内の関連工場を目標とした空襲により大きな被害を受けました。その中でも、1945年（昭和20年）4月12日の空襲では、田無駅とその周辺に多数の14歳未満の子供が投下され、駅周辺だけで50人以上の人が亡くなりました。当時、田無駅北口ロータリー付近には大きな防空壕がありましたが、14歳未満の子供を受け入れて30人以上が亡くなりました。その多くは女性や子どもでした。戦後、市民の手でこの場所に、平和観音像が設置されましたが、田無駅北口の再開発に伴い、観音寺の山門前に移設されました。現在は、その事実を伝えるため「田無戦災記念碑」が建てられ、一人ひとりが平和を支える担い手となることを願って「平和のリング」が設置されています。

図 1-1 一人ひとりが輝くために～全体構成～

【施策】	【事業群】	【主たる事業】
策 1-1 人権と平和の尊重	策 1-1-1 人権尊重意識の醸成を進めます	・人権尊重事業（相談・啓発）
	策 1-1-2 平和意識の醸成を進めます	・平和事業
策 1-2 国際化の推進	策 1-2-1 多文化共生社会の形成を進めます	
	策 1-2-2 外国籍市民へのサービス向上を支援します	
策 1-3 男女平等参画社会の推進	策 1-3-1 男女平等参画への取組を進めます	
	策 1-3-2 女性の自立支援を進めます	

分野全体での施策、事業群の展開を示します。

西東京市をとりまく変化について、有識者からのコラムなど掲載検討。



施策・事業群

<現状と課題>

「施策を取り巻く現状」においては、西東京市での個別の施策を取り巻く、状況の変化を示しています。加えて、今後の動向と必要とされる流れを示します。

「施策全体の課題」及び「施策実施へ向けたキーワード」においては、現状を踏まえ、今後の展開へ向けた課題及びキーワードを示します。

その他、この施策内容に関連するさまざまな動きの紹介及び用語解説を示します。

例 施策・事業群 その1

◆創 1-1 人権・平和の尊重 (担当する課：生活文化課・秘書広報課)

施策を取り巻く現状

世界で多発しているテロや戦争、学校や職場での人権問題など、現在の人権・平和をとりまく状況は非常に多様化・複雑化しています。

西東京市における施策を取り巻く状況の変化、まちづくりに必要な視点を紹介します。

施策全体の課題

誰にとっても住みよくなるためには、子ども、高齢者、女性、外国人の人権が守られる地域社会である必要があります。

状況の変化を踏まえ、施策としての課題を示します。

施策実施へ向けたキーワード

- 人権意識と平和意識の醸成の普及活動を通じて、全てのひとにとって更に住みよいまちを目指す

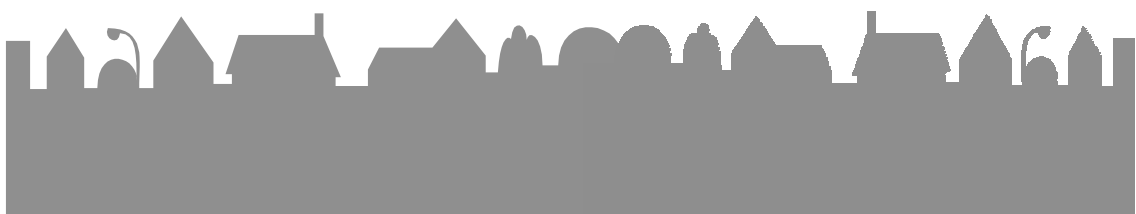
図表 1-1 市民意識調査（平成 18 年 6 月実施）：人権・平和施策についての重要度

無回答	185 (7.7%)
わからない	418 (17.3%)
重要でない	67 (2.8%)
あまり重要ではない	182 (7.5%)

この施策内容に関連する様々な動きの紹介及び用語解説を示します。

用語解説

西東京市平和の日：核兵器のない平和な世界を市民共通のもので、市民参加によって策定され、平成 14 年 1 月 21 日、非核・平和都市宣言：昭和 20 年 4 月 12 日に、西東京市になった。戦争の体験を風化させることなく、平和の意義が定められた。



< 施策及び事業群 >

「施策の目標」においては、施策展開の目標を示します。「施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)」では、平成19年度の実績値と平成25年度の目標値を示します。この平成25年度の目標値は、施策を行う上での代表的な成果の目安となる数値となります。

「主な取組」では、事業群の主な内容を示します。

その他、他自治体などでの動向を紹介し、この施策に関する動向を示します。

施策の目標を示します。

創1-1 人権と平和の尊重の目標

平和を尊び、人権が尊重される社会をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	
人権尊重事業参加人数	555人	605人	↑	人権に関する啓発事業への参加を促進することにより、市民の人権に関する意識が高まります。

数値設定の理由を示します。

施策を行う上での成果の目安を数値として示します。

「主な取組」の内容をそれぞれ示します。

他自治体の動向を示します。